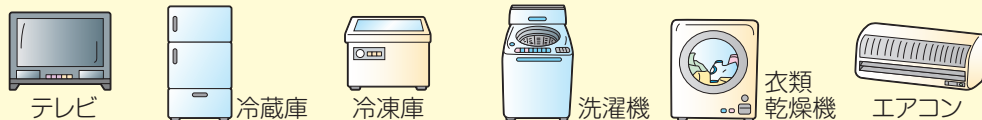


法律等で廃棄処分に規制を受ける品目

家電リサイクル法対象品 (6品目)

※法律によりリサイクルが義務付けられており市では処理できません。



パソコンリサイクル法対象品

※法律によりメーカーが回収し、リサイクルすることになっています。

〈対象となる商品〉 ●デスクトップパソコン本体 ●ノートパソコン
●モニター ●液晶ディスプレイ及び付属のマウス、キーボード



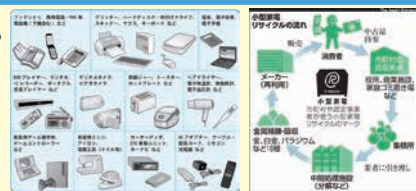
小型家電リサイクル法対象品

※各公民館、市庁舎に回収ボックスを設置しています。回収ボックスに出せない場合、従来どおり埋立ごみへ。

家庭にある電気・電子製品のほとんどが対象です。
(政令指定28分類96品目)

詳細は、三木市HP

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/23/2338.html> 「環境課」参照



事業系ごみ

※ごみステーションには出せません。

飲食店、商店、事業所、工事、農業などの事業活動によって発生するごみ。

処理は次の方法をお願いします。

種 類	処 理 方 法
家電リサイクル法対象品	買換え時に引き取ってもらうか、電機商業組合加盟店(14ページ参照)に依頼してください。
パソコンリサイクル法対象品	メーカーに直接回収を申し出てください。
小型家電リサイクル法対象品	小型家電回収ボックスに入れてください。(13ページ参照)

収集できないごみ

危険有害ごみ

※市では処理できません。下の処理方法をご覧ください。

廃油、プロパンボンベ、
農薬、充電式電池等。



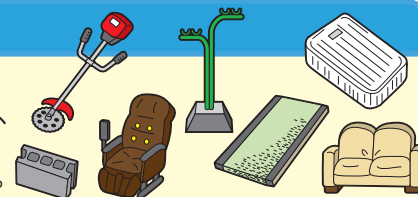
一時多量ごみ

※ごみステーションに出すときは、3袋までにしてください。

- 引越しや植木の剪定等で一時的に多量に発生するごみ。
- ご家庭で剪定され、可燃ごみとして出される場合は、「**可燃ごみ**」指定袋に入れ3袋まで。一時にたくさん捨てたい場合は、直接、清掃センターへ持ち込んでください。

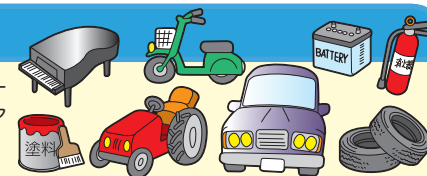
収集困難ごみ

市では収集できないごみです。畳、マットレス(スプリングのあるもの)、マッサージチェア、大型家具、草刈り機、オルガン、物干し台(コンクリート製)等、自分で清掃センターへ持ち込むなどしてください。



処理困難ごみ

市では処理できません。自動車、自動車部品(パーツ)、タイヤ、バッテリー、オートバイ、農機具、ピアノ、消火器、塗料など。



処理は次の方法をお願いします。

種 類	処 理 方 法
危険有害ごみ	販売店などの購入業者に依頼してください。
一時多量ごみ	センターへ自己持込みするか、市許可業者(14ページ参照)に依頼してください。
収集困難ごみ	センターへ自己持込みするか、市許可業者(14ページ参照)に依頼してください。
処理困難ごみ	販売店などの購入業者に依頼してください。

ごみの分別や注意点などはそれぞれのページをご覧ください。

○ごみの分別・・・P1 ○資源ごみの分別・・・P3 ○ごみ出し注意点・・・P5 ○法律等で廃棄処分に規制を受ける品目、収集できないごみ・・・P7
○大規模災害時のごみの出し方・・・P9 ○守ろうごみ出しマナー・・・P11 ○三木市の収集事業および資源化推進事業・・・P13 ○リサイクルのお願い・・・P14